



発行 新潟県

第60号

令和2年8月11日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 901 県税に関する納期限等の指定(税務課)  
 902 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録の更新(食品・流通課)  
 903 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録の更新(食品・流通課)  
 904 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録の更新(食品・流通課)  
 905 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録の更新(食品・流通課)  
 906 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録の更新(食品・流通課)  
 907 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録の更新(食品・流通課)  
 908 土地改良事業変更計画の適当決定(農地計画課)  
 909 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)

## 公 告

- 簡易公募型競争入札方式に係る手続開始(環境企画課)  
 簡易公募型競争入札方式に係る手続開始(環境企画課)  
 簡易公募型競争入札方式に係る手続開始(環境企画課)  
 簡易公募型競争入札方式に係る手続開始(環境企画課)  
 特定調達契約の契約者等(水産課)

## 病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

## 監査委員告示

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者(監査委員事務局)

## 告 示

## ◎新潟県告示第901号

新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号)第9条第1項の規定により、令和元年11月新潟県告示第678号において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に主たる事務所又は事業所を有する納税者に係るものについては、その期限が令和元年10月12日から令和2年8月30日までの間に到来する法人の県民税及び事業税について、令和2年8月31日とする。

令和2年8月11日

新潟県知事 花 角 英 世

都道府県名	地域
岩手県	久慈市、下閉伊郡普代村
宮城県	角田市、伊具郡丸森町
福島県	郡山市、いわき市、須賀川市、田村市、東白川郡矢祭町、石川郡石川町
茨城県	水戸市のうち秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ一丁目から二丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町、久慈郡大子町

栃木県	栃木市 佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西一丁目から二丁目まで、葛生東一丁目から二丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町
長野県	長野市のうち赤沼、大町、合戦場一丁目から三丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内 千曲市のうち雨宮、粟佐、生萱、鋳物師屋、上山田温泉一丁目、上山田温泉三丁目、杭瀬下、杭瀬下一丁目から六丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮

◎新潟県告示第902号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとするとともに、第18条第1項の規定により、次のとおり登録の更新を行った。

令和2年8月11日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15025	登録年月日	平成17年8月11日					
登録検査機関の名称	有限会社 坂爪商店							
代表者氏名	代表取締役 坂爪 栄次郎 坂爪 寿栄							
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市秋葉区中野二丁目5番7号							
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産玄米							
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員							
	氏 名	住 所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	池田 八郎	新潟県新潟市江南区諏訪 1-2-33	玄米	K1513010				
	坂爪 寿栄	新潟県新潟市秋葉区中野 2-5-8	玄米	K1517160				
	坂爪 節子	新潟県新潟市秋葉区中野 2-5-8	玄米	K1519081				
備 考	略称『(有)坂爪商店』 令和2年8月11日 代表者の氏名変更。登録更新。							

◎新潟県告示第903号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第1項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行った。

令和2年8月11日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15026	登録年月日	平成17年8月11日					
登録検査機関の名称	株式会社 新潟農園							
代表者氏名	代表取締役 平野 栄治							
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市秋葉区あおば通2丁目1-33							
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産玄米							
農産物検査を行う区域	農産物検査員				成分検査業務受委託先			
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	三宅 正巳	新潟県胎内市平木田 1441-1	玄米	K1517161				
	平野 潤一	新潟県新潟市秋葉区車場 1332	玄米	K1517162				
	長井 範視	新潟県新潟市秋葉区市之瀬 170	玄米	K1517163				
	上野 喜代一	新潟県新潟市東区山木戸 1-20-5	玄米	K1517165				
	本間 和幸	新潟県見附市今町 5-21-3-A6	玄米	K1519082				
	佐々木 克明	新潟県新潟市秋葉区美善2-14-3	玄米	K1528042				
	村田 貴	新潟県長岡市宝4丁目6番9号	玄米	K1516138				
	若月 一仁	新潟県長岡市東新町3丁目3番44号	玄米	K1517178				
備考	令和2年8月11日 登録更新。							

◎新潟県告示第904号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第1項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行った。

令和2年8月11日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15027	登録年月日	平成17年8月11日					
登録検査機関の名称	株式会社 ゆうき							
代表者氏名	代表取締役 安原 裕也							
主たる事務所の所在地	新潟県妙高市大字長森908番地1							
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産玄米							
農産物検査を行う区域	農産物検査員				成分検査業務受委託先			
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	安原 裕也	新潟県妙高市大字猪野山 295-1	玄米	K1517166				
備考	略称『(株)ゆうき』 令和2年8月11日 登録更新。							

◎新潟県告示第905号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第1項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行った。

令和2年8月11日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15028	登録年月日	平成17年8月11日					
登録検査機関の名称	有限会社 ニューファーム恵新							
代表者氏名	取締役 小林 将							
主たる事務所の所在地	新潟県上越市板倉区上福田新田128番地1							
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産玄米							
農産物検査を行う区域	農産物検査員				成分検査業務受委託先			
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	小林 将	新潟県上越市板倉区上福田新田 128-1	玄米	K1517167				
備考	略称『(有)恵新』 令和2年8月11日 登録更新。							

◎新潟県告示第906号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第1項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行った。

令和2年8月11日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15029	登録年月日	平成17年8月11日					
登録検査機関の名称	有限会社 坪井農場							
代表者氏名	代表取締役 坪井 勇二							
主たる事務所の所在地	新潟県上越市大字池631番地							
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産玄米							
農産物検査を行う区域	農産物検査員				成分検査業務受委託先			
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	坪井 勇二	新潟県上越市大字池 631番地	玄米	K1517168				
備考	略称『(有)坪井農場』 令和2年8月11日 登録更新。							

◎新潟県告示第907号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第1項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行った。

令和2年8月11日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15030	登録年月日	平成17年8月11日						
登録検査機関の名称	有限会社 丸山昌治商店								
代表者氏名	取締役 丸山 昌吉								
主たる事務所の所在地	新潟県上越市稲田3丁目2番3号								
登録の区分	品位等検査								
農産物の種類	国内産玄米								
農産物検査を行う区域	農産物検査員				成分検査業務受委託先				
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	
新潟県	丸山 昌彦	新潟県上越市稲田 3-2-3	玄米	K1517169					
	丸山 昌幸	新潟県上越市稲田 3-2-3	玄米	K152019004					
備考	略称『(有)丸山昌治商店』令和2年8月11日 登録更新。								

◎新潟県告示第908号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、令和2年8月12日から令和2年9月8日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年8月11日

新潟県長岡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
見附市 大江筋土地改良区	大江筋 土地改良区	維持管理	変更	土地改良事業 (変更)計画 書の写し 定款の写し	見附市役所	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対す

る取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

### ◎新潟県告示第909号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営西江地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年8月11日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間  
令和2年8月12日から令和2年9月8日まで

3 縦覧に供する場所  
新発田市役所地域整備庁舎

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## 公 告

### 簡易公募型競争入札方式に係る手続開始について（公告）

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始する。

令和2年8月11日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する業務

(1) 業務名

新潟県キジ及びヤマドリ放鳥事業業務（中越キジ）

(2) 業務内容

本業務は、新潟県が実施するキジ及びヤマドリ放鳥事業に必要な放鳥用のキジを県内で孵化させ、100日齢以上まで飼養・野外訓練した健康な幼鳥を放鳥計画場所まで運搬・納入した上、県の指示により放鳥する業務である。

(3) 入札実施

入札は、4に規定する「入札参加意向書」を審査し、入札参加資格適格者が複数存在する場合に実施する。

(4) 放鳥に必要な羽数及び放鳥用幼鳥の仕様等

下記「令和2年度放鳥計画」及び入札説明書による。

(5) 履行期限

令和2年11月30日（月）

## 2 入札に参加する者に必要な要件

## (1) 次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

ウ キジについて次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

(ア) 県の物品入札参加者名簿登載者である者

(イ) 県内で繁殖した幼鳥を県内で100日齢以上放鳥用に飼養できる技術を有する者

(ウ) 入札に参加を希望する区域内の放鳥予定羽数を供給することができ、繁殖・養殖施設及び種鳥を保有している者

## (2) 入札に参加する者を選定するための基準

入札説明書の別紙3「入札参加意向者審査基準」により、入札参加意向者が2の(1)の参加要件を全て満たしているか審査し、入札に参加する者を選定する。

## 3 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県県民生活・環境部環境企画課鳥獣管理係

電話番号 025-285-5511（代表）内線（2704）

025-280-5152（直通）

入札説明書の交付は、公告の日から令和2年8月25日（火）までの土・日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで、上記の場所で行うほか、新潟県のホームページでも行う。

## 4 入札に参加する者に要求される事項

本入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す「入札参加意向書」等を令和2年8月25日（火）午後4時まで（土・日曜日及び祝日を除く。）に上記3の場所に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。

## 5 入札に関する事項

本業務に係る入札は、入札執行に関する事項については、令和2年9月1日（火）以降に本公告に基づく入札参加意向書提出者のうち入札に参加する者として選定された者、全員を指名して行う指名競争入札として通知する。

## (1) 入札執行の予定日時及び場所

入札日時 令和2年9月上旬以降（日時は入札通知書により通知する。）

入札場所 新潟県庁行政庁舎16階入札室（予定）

## (2) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

## (3) 入札保証金

入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第42条に規定する担保の提供をもって代えることができる。

## (4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加するために必要な資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (5) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 6 契約に関する事項

## (1) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第42条の2に規定する担保の提

供をもって代えることができる。

(2) 契約書作成の要否 要

7 その他

(1) 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。(提出がないときは、契約を締結しない場合があります。)

(2) 詳細は入札説明書による。

令和2年度放鳥計画

○中越キジ放鳥計画

入札区域	地域振興局	所管市町村	放鳥羽数
中越	三条 長岡 魚沼 南魚沼 十日町 柏崎	三条市、加茂市、燕市、田上町、弥彦村 長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町 魚沼市 南魚沼市、湯沢町 十日町市、津南町 柏崎市、刈羽村	450
合計			450

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始について（公告）

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始する。

令和2年8月11日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する業務

(1) 業務名

新潟県キジ及びヤマドリ放鳥事業業務（下越キジ）

(2) 業務内容

本業務は、新潟県が実施するキジ及びヤマドリ放鳥事業に必要な放鳥用のキジを県内で孵化させ、100日齢以上まで飼養・野外訓練した健康な幼鳥を放鳥計画場所まで運搬・納入した上、県の指示により放鳥する業務である。

(3) 入札実施

入札は、4に規定する「入札参加意向書」を審査し、入札参加資格適格者が複数存在する場合に実施する。

(4) 放鳥に必要な羽数及び放鳥用幼鳥の仕様等

下記「令和2年度放鳥計画」及び入札説明書による。

(5) 履行期限

令和2年11月30日（月）

2 入札に参加する者に必要な要件

(1) 次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

ウ キジについて次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

(イ) 県の物品入札参加者名簿登載者である者

(ロ) 県内で繁殖した幼鳥を県内で100日齢以上放鳥用に飼養できる技術を有する者

(ハ) 入札に参加を希望する区域内の放鳥予定羽数を供給することができ、繁殖・養殖施設及び種鳥を保有している者

(2) 入札に参加する者を選定するための基準

入札説明書の別紙3「入札参加意向者審査基準」により、入札参加意向者が2の(1)の参加要件を全て満たしているか審査し、入札に参加する者を選定する。

3 入札説明書の交付等



入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所  
 郵便番号 950-8570  
 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
 新潟県県民生活・環境部環境企画課鳥獣管理係  
 電話番号 025-285-5511 (代表) 内線 (2704)  
 025-280-5152 (直通)

入札説明書の交付は、公告の日から令和2年8月25日(火)までの土・日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで、上記の場所で行うほか、新潟県のホームページでも行う。

#### 4 入札に参加する者に要求される事項

本入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す「入札参加意向書」等を令和2年8月25日(火)午後4時まで(土・日曜日及び祝日を除く。)に上記3の場所に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)すること。

#### 5 入札に関する事項

本業務に係る入札は、入札執行に関する事項については、令和2年9月1日(火)以降に本公告に基づく入札参加意向書提出者のうち入札に参加する者として選定された者、全員を指名して行う指名競争入札として通知する。

##### (1) 入札執行の予定日時及び場所

入札日時 令和2年9月上旬以降(日時は入札通知書により通知する。)

入札場所 新潟県庁行政庁舎16階入札室(予定)

##### (2) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (3) 入札保証金

入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第42条に規定する担保の提供をもって代えることができる。

##### (4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加するために必要な資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

##### (5) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 6 契約に関する事項

##### (1) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第42条の2に規定する担保の提供をもって代えることができる。

##### (2) 契約書作成の要否 要

#### 7 その他

(1) 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。(提出がないときは、契約を締結しない場合があります。)

(2) 詳細は入札説明書による。

### 令和2年度放鳥計画

#### ○下越キジ放鳥計画

入札区域	地域振興局等	所管市町村	放鳥羽数
------	--------	-------	------

下越	村上 新発田 新潟 環境企画課	村上市、関川村 胎内市、新発田市、阿賀野市、聖籠町 五泉市、阿賀町 新潟市	300
合計			300

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始について（公告）

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始する。

令和2年8月11日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する業務

(1) 業務名

新潟県キジ及びヤマドリ放鳥事業業務（佐渡キジ）

(2) 業務内容

本業務は、新潟県が実施するキジ及びヤマドリ放鳥事業に必要な放鳥用のキジを県内で孵化させ、100日齢以上まで飼養・野外訓練した健康な幼鳥を放鳥計画場所まで運搬・納入した上、県の指示により放鳥する業務である。

(3) 入札実施

入札は、4に規定する「入札参加意向書」を審査し、入札参加資格適格者が複数存在する場合に実施する。

(4) 放鳥に必要な羽数及び放鳥用幼鳥の仕様等

下記「令和2年度放鳥計画」及び入札説明書による。

(5) 履行期限

令和2年11月30日（月）

2 入札に参加する者に必要な要件

(1) 次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

ウ キジについて次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

(ア) 県の物品入札参加者名簿登載者である者

(イ) 県内で繁殖した幼鳥を県内で100日齢以上放鳥用に飼養できる技術を有する者

(ウ) 入札に参加を希望する区域内の放鳥予定羽数を供給することができ、繁殖・養殖施設及び種鳥を保有している者

(2) 入札に参加する者を選定するための基準

入札説明書の別紙3「入札参加意向者審査基準」により、入札参加意向者が2の(1)の参加要件を全て満たしているか審査し、入札に参加する者を選定する。

3 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県県民生活・環境部環境企画課鳥獣管理係

電話番号 025-285-5511（代表） 内線（2704）

025-280-5152（直通）

入札説明書の交付は、公告の日から令和2年8月25日（火）までの土・日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで、上記の場所で行うほか、新潟県のホームページでも行う。

4 入札に参加する者に要求される事項

本入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す「入札参加意向書」等を令和2年8月25日（火）午後4時まで（土・日曜日及び祝日を除く。）に上記3の場所に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。

5 入札に関する事項

本業務に係る入札は、入札執行に関する事項については、令和2年9月1日(火)以降に本公告に基づく入札参加意向書提出者のうち入札に参加する者として選定された者、全員を指名して行う指名競争入札として通知する。

(1) 入札執行の予定日時及び場所

入札日時 令和2年9月上旬以降(日時は入札通知書により通知する。)

入札場所 新潟県庁行政庁舎16階入札室(予定)

(2) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札保証金

入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第42条に規定する担保の提供をもって代えることができる。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加するために必要な資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 契約に関する事項

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第42条の2に規定する担保の提供をもって代えることができる。

(2) 契約書作成の要否 要

7 その他

(1) 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。(提出がないときは、契約を締結しない場合があります。)

(2) 詳細は入札説明書による。

令和2年度放鳥計画

○佐渡キジ放鳥計画

入札区域	地域振興局	所管市町村	放鳥羽数
佐渡	佐渡	佐渡市	50
合計			50

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始について(公告)

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始する。

令和2年8月11日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する業務

(1) 業務名

新潟県キジ及びヤマドリ放鳥事業業務(上越ヤマドリ)

(2) 業務内容

本業務は、新潟県が実施するキジ及びヤマドリ放鳥事業に必要な放鳥用のヤマドリを県内で孵化させ、100日齢以上まで飼養・野外訓練した健康な幼鳥を放鳥計画場所まで運搬・納入した上、県の指示により放鳥する業務である。

(3) 入札実施

入札は、4に規定する「入札参加意向書」を審査し、入札参加資格適格者が複数存在する場合に実施する。

- (4) 放鳥に必要な羽数及び放鳥用幼鳥の仕様等  
下記「令和2年度放鳥計画」及び入札説明書による。
  - (5) 履行期限  
令和2年11月30日(月)
- 2 入札に参加する者に必要な要件
- (1) 次に掲げる要件を全て満たすこと。
    - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
    - イ 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
    - ウ ヤマドリについて次に掲げる条件を全て満たしている者であること。
      - (ア) 県の物品入札参加者名簿登載者である者
      - (イ) 県内で繁殖した幼鳥を県内で100日齢以上放鳥用に飼養できる技術を有する者
      - (ウ) 入札に参加を希望する区域内の放鳥予定羽数を供給することができ、繁殖・養殖施設及び種鳥を保有している者
  - (2) 入札に参加する者を選定するための基準  
入札説明書の別紙3「入札参加意向者審査基準」により、入札参加意向者が2の(1)の参加要件を全て満たしているか審査し、入札に参加する者を選定する。
- 3 入札説明書の交付等
- 入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所  
郵便番号 950-8570  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県県民生活・環境部環境企画課鳥獣管理係  
電話番号 025-285-5511(代表) 内線(2704)  
025-280-5152(直通)
- 入札説明書の交付は、公告の日から令和2年8月25日(火)までの土・日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで、上記の場所で行うほか、新潟県のホームページでも行う。
- 4 入札に参加する者に要求される事項
- 本入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す「入札参加意向書」等を令和2年8月25日(火)午後4時まで(土・日曜日及び祝日を除く。)に上記3の場所に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)すること。
- 5 入札に関する事項
- 本業務に係る入札は、入札執行に関する事項については、令和2年9月1日(火)以降に本公告に基づく入札参加意向書提出者のうち入札に参加する者として選定された者、全員を指名して行う指名競争入札として通知する。
- (1) 入札執行の予定日時及び場所  
入札日時 令和2年9月上旬以降(日時は入札通知書により通知する。)  
入札場所 新潟県庁行政庁舎16階入札室(予定)
  - (2) 入札書の記載  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 入札保証金  
入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第42条に規定する担保の提供をもって代えることができる。
  - (4) 入札の無効  
本公告に示した入札に参加するために必要な資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
  - (5) 落札者の決定方法  
入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。

6 契約に関する事項

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第42条の2に規定する担保の提供をもって代えることができる。

(2) 契約書作成の要否 要

7 その他

(1) 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。(提出がないときは、契約を締結しない場合があります。)

(2) 詳細は入札説明書による。

令和2年度放鳥計画

○上越ヤマドリ放鳥計画

入札区域	地域振興局	所管市町村	放鳥羽数
上越	上越 糸魚川	上越市、妙高市 糸魚川市	150
合計			150

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年8月11日

新潟県知事 花 角 英 世

1 調達件名及び数量

漁業取締船「弥彦丸」第一種中間検査及び上架修繕工事 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県農林水産部水産課調整係  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 調達方法

工事請負

4 契約方式

随意契約

5 契約日

令和2年7月29日

6 契約者の氏名及び住所

新潟造船株式会社  
新潟市中央区入船町四丁目3776番地

7 契約価格

35,310,000円

8 入札公告日

令和2年6月12日

9 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセン

ター清掃業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達にはWTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和2年8月11日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

### 1 入札に付する事項

#### (1) 購入等件名及び数量

新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター清掃業務委託 一式

#### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

#### (3) 履行期間

令和2年10月1日から令和5年9月30日まで

#### (4) 履行場所

新潟県立新発田病院及び新潟県立リウマチセンター

#### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県庁舎等管理業務入札参加資格者名簿の営業種目「建築物清掃業務」又は「建築物環境衛生総合管理業務」に搭載されている者であること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号「建築物清掃業」又は第8号「建築物環境衛生総合管理業」に基づく新潟県知事登録又は新潟市長登録を受けた営業所を有すること。

(5) 500床以上の病床数を有する病院の清掃業務を、平成29年4月1日以降、12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(6) 一般財団法人医療関連サービス振興会が定める認定基準を満たし、医療関連サービスマークの交付を受けている者であって、次に掲げる人員を当院に配置できる者であること。

ア 受託責任者 1名

作業全体を管理する者で、病院清掃受託責任者講習修了者であること。

イ 副受託責任者 2名（新潟県立新発田病院1名、新潟県立リウマチセンター1名）

ウ 作業監督責任者 1名

作業を確実に遂行できるよう、現場において作業員を指揮監督できる者で、ビルクリーニング技能検定に合格した者であること。

エ 廃棄物監督責任者 1名

廃棄物、特に感染性廃棄物を安全に処理できるよう、現場において作業員を指揮監督できる者で、特別管理産業廃棄物管理責任者講習修了者であること。

(7) 院内感染防止のため、医療環境管理士を県内事業所に常駐させていること。

(8) 清掃品質を評価するため、清掃管理業務インスペクターを県内事業所に常駐させていること。

(9) 緊急時に迅速に業務を履行するため、上記(6)ア～エ及び(7)の者が1時間以内に参集できる管理体制を有していること。

(10) 平成22年4月1日以降、契約の解除を受けていないこと。

(11) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(12) 本調達にかかる入札説明書の交付を受けていること。

### 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号  
新潟県立新発田病院経営課  
電話番号 0254-22-3121 内線2516

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札参加資格確認書類の提出

(1) 入札希望者は令和2年9月11日(金)午後5時00分までに、入札説明書に定める入札参加資格確認書類を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は令和2年9月11日までに必着させるとともに、簡易書留郵便を利用すること。

(2) 入札参加資格確認書類の提出場所は前記3(1)とする。

(3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

5 入札、開札の日時及び場所

令和2年9月24日(木) 午前10時30分  
新潟県立新発田病院 5階 大会議室

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be purchased;

Cleaning services for Niigata Prefectural Shibata Hospital・Niigata Prefectural Rheumatism Center

(2) Deadline for bid submission

10:30A.M. September 24, 2020

(3) For more information, contact;

Department of Administration, Niigata Prefectural Shibata Hospital

\*address: 1-2-8 Hon-cho, Shibata-City, Niigata Prefecture

〒957-8588

JAPAN

TEL 0254-22-3121 Ext. 2516

## 監査委員告示

## ◎新潟県監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について次のとおり告示する。

令和2年8月11日

新潟県監査委員 栗山和廣

新潟県監査委員 青柳正司

新潟県監査委員 片野猛

新潟県監査委員 岡俊幸

## 1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
石倉 毅典	東京都台東区小島1丁目6番9-202号
大木 彩乃	千葉県柏市柏1丁目7番1-2108号
尾崎 兼行	埼玉県和光市本町17番60号 1202号
塩野 裕己	東京都小金井市東町4丁目45番12-304号 ブライトコート
横山 良智	東京都世田谷区上野毛1丁目27番4-901号
本間 雄大	新潟県新潟市中央区本町通5番町235番地

## 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和2年8月11日から令和3年3月31日まで